

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおり公募型プロポーザル方式による手続を開始する。

令和8年（2026年）3月2日

山口県知事 村岡嗣政

1 業務の概要

(1) 業務の名称

うそ電話詐欺対策拠点活動委託業務

(2) 業務の内容

本業務は、甲（山口県（山口県警察））が主体となって推進するものであり、山口県民に対して、乙（受託者）が、電話架電によるうそ電話詐欺（特殊詐欺）の犯罪被害防止、受話者から収集するなどした情報を活用した広報に取り組むことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ることを目的とする。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

山口県内全域

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

(2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、審査の日までに業務委託の小分類「調査・分析（統計調査を除く。）」、「データ処理」、「その他（コールセンター）」に登録されている者であること。

(3) 本業務を運用する部門において、個人情報管理に関し、プライバシーマーク、I SMS等の公的認証を取得し、社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。

(4) この手続の開始の日から提案の審査手続完了までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(5) 本業務実施期間中、山口県内又は山口県警察本部の呼び出し等に速やかに対応で

きる場所に事務所の開設ができること。

3 応募要項の配付

(1) 場所

山口市滝町1番1号 山口県警察本部 生活安全部 生活安全企画課

(2) 日時

令和8年3月2日(月)から同年3月13日(金)まで(土曜日曜を除く。)の午前9時から午後5時までの間

4 提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

(1) 提出方法

持参し、又は郵送すること。

(2) 提出場所

山口県警察本部 生活安全部 生活安全企画課

(3) 提出期限

令和8年3月16日(月)午後4時

5 審査

審査は、次の審査委員により行う。

最も優れた提案書を提出した者の特定は、令和8年3月24日(火)における提案者のプレゼンテーション及び書類審査によるものとする。

(時間、場所等の詳細は、別途通知する。)

【審査委員】

生活安全部長

生活安全企画課長

会計課長

特殊詐欺対策室長

生活安全部生活安全指導官

6 その他

(1) この手続の開始後に、2(2)に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和8年3月9日(月)午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(2) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(3) 詳細については、山口県警察本部 生活安全部 生活安全企画課(電話083-933-0110)に問い合わせること。